



2023年8.9月

(公社)福岡県宅地建物取引業協会 (公社)全国宅地建物取引業保証協会 福岡本部 (株)福岡県不動産会館

〔発行人〕 会 長 加 藤 龍 雄 〔編集人〕 総務委員長 古 賀 健一郎

(奇数月15日発行) 一部 50円 (会費に含む)



#### 若戸大橋

若松区と戸畑区を結ぶ、洞海湾に架かる赤い躯体は長さ627m。

は長さ627m。 1962年の開通当時は東洋一の長さを誇り、日本 の長大吊り橋の先駆けと賞されました。

令和4年に国の重要文化財に指定され、ライトアップされた橋は日本夜景遺産にも認定されました。

(北九州支部 首藤興産衛) 首藤 雄也 氏)

(株)全国賃貸住宅新聞社が主催する賃貸住宅業界最大級の総合展示会である「賃貸住宅フェア 2023」が令和5年7月19日、20日に東京ビッグサイトにて開催され、本会からも役職員が参加しました。約160社の企業や団体がブース出展し、2日間で約17,000名もの来場者で賑わいました。

展示会場内では、テーマ別に多岐にわたる内容の セミナーが全83コマ開催され、注目度が高まって いるインボイス制度や弁護士による契約条項解説セ ミナーなどでは、立ち見が続出しました。

以下は、人気セミナーの内容を一部抜粋してご紹介します。

#### ■「顧客をストックする」発想から信頼と利益 につながる機会を

「空き家の売却や買取などは、業者が介在する既存のビジネスとして成り立っていますが、そこに至るまでの様々な場面に携わることによってより多くの収益機会を得ることができる」と日本空き家サポート ((株) L&F) は提唱します。同社の統計によると、空き家になる理由の約61%が相続など親・実家関連だといいますが、相続人である子どもに代替わりすると管理関係を突如打ち切られることも多いため、先代が生前のうちから空き家周辺のビジネスに携わり、依頼者との信頼関係を構築することが重要だと話します。その結果、先代が亡くなり空き家となった物件について相続人が活用を考える際に、競合他社と争うことなくそれまで蓄積された信頼のもと、売却業務等の依頼を受けることができるとのことでした。

#### ■高齢者受け入れに活用進むか、死後事務委任 契約の課題とポイント

令和3年6月に国交省より、残置物の処理等に関するモデル契約条項が発表されましたが、死後事務委任契約を締結するだけで、単身高齢者の孤独死問題がすべて解決する訳ではありません。高齢者の家庭環境を把握し、高齢者自身に死後事務委任契約の課題と必要性を認識してもらい、その上で遺言を含めてどのような死後事務委任契約を締結すべきかを考える必要があ

ると語るのは、角田智美弁護士(あかねくさ法律事務所)です。残置物等の処理「費用」や事務委任に関する「報酬」、委託者の死亡を停止条件とする「契約解除」規定を盛り込むほか、行政等との連携や見守りサービスの活用等によって家賃不払いや資産価値低下のリスクを回避するなど、専門家も交えて事前対策しておくことが重要とのことでした。

#### ■「追い出し条項」の無効が賃貸住宅業界に与 える影響と可能性とは

森田雅也弁護士(Authense 法律事務所)より、昨年12月の最高裁での判決をもとに、保証契約において賃借人が賃料等を3ヶ月以上滞納した場合に無催告で保証会社が賃貸借契約を解除できるとした条項や、一定の要件を満たした場合、保証会社が賃借人から部屋の明渡しがあったとみなすことができるとした条項について、大阪高裁での判決と比較しつつ、最高裁で消費者契約法第10条に該当し無効と判断されたポイントについて詳しく解説されました。また、同判決が今後の賃貸住宅業界にどのような影響を与えるのかの見解も示され、賃借人の賃料滞納が発生しても保証会社が代位弁済した場合には賃借人の債務不履行が認められず、契約解除できない可能性があるため、代位弁済を止めることで契約解除にもっていくケースが増えるのではないかと述べられました。

今回の視察研修にて、数多くの展示ブースやセミナーから賃貸住宅業界の現状や課題、今後の展望まで有益な情報をまとめて収集することができました。また、不動産取引における電子化が解禁され、業界特有のアナログな業務フローからの脱却が早急に求められているなか、最先端の技術に触れ、業界のDX化の現状や今後の動向を知ることができたことは、本会のDX化

推進のために大きな成果となりました。今後の協会事業でこの成果を会員の皆様へ還元できるよう活かしていきます。



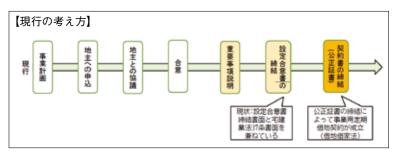
# 事業用定期借地権設定契約に係る

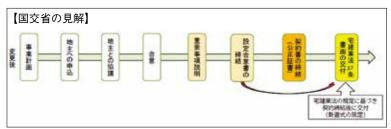
# 宅建業法37条書面の取扱いについて



借地借家法には、事業用定期借地権設定契約 は公正証書によってしなければならないと規定 され、契約内容に係る当事者間の合意に加え、 当該合意内容を公正証書にすることが求められ ています。

一方、宅建業法第37条第2項は、「その媒介により契約が成立したときは当該契約の当事者に対し、・・・書面を交付しなければならない。」とし、また同法の解釈運用の考え方では、当該書面につき、「本条の規定に基づき交付すべき書面は、同条に掲げる事項が記載された契約書であれば、当該契約書をもってこの書面とすることができる」とされています。





事業用定期借地権設定契約においていかなる書面が37条書面に該当するかは、これまで明確な見解が示されておりませんでした。37条書面の法定記載事項(当事者の氏名・住所、宅地の所在等、宅地の引き渡し時期等)は、宅地建物取引業者の媒介により、当事者間で合意し、公正証書に記載すべき内容として取り交わした事業用定期借地権設定合意書(以下「合意書」といいます)において基本的に確定していること、公正証書化は事業用定期借地権等として効力要件と解されていることなどからすれば、合意書をもって37条書面に該当することは必ずしも否定されないとも考えられるため、これまでは合意書をもって37条書面を兼ねるとされてきました。

しかし最近、国土交通省から、事業用定期借地権設定契約は公正証書とされた時点が、「契約が成立したとき」であり、合意書の交付では宅建業法第37条第2項の要件を満たしていないと考えられるとの見解が新たに示されました。

#### 【全宅連書式】

#### 事業用定期借地権等設定契約に係る 宅地建物取引業法第37条書面

貸主 (以下「甲」という。)と、借主 (以下「乙」という。)は、頭書 (1)物件の表示記載の甲所有の土地に、借地借家法第23条(事業用定期借地権等)に規定する借地権を設定することを目的として、下記を内容とする契約を、 年 月 日に、公正証書により締結したので、宅地建物取引業法第37条第2項の規定に基づき、本書面を交付する。

		所 在	地 番	地 目	登記簿面積	実測面積				
	①				m²	mi				
	2				m²	ni				
t:	3				m²	ni				
他		合計 筆	面積合	<b>3</b> †	m²	ni				
	借地契約の 面積	上記土地のうち	面積・□実	測面積)						
	定期借地権 の種類	□借地借家法第23条第2項の事業用定期借地權(10年以上30年未満) □借地借家法第23条第1項の事業用定期借地權(30年以上50年未満)								
	備考									

そこで、全宅連書式においても、国土交通省の見解に基づき、事業用定期借地権設定契約については、公正証書での締結以降に改めて37条書面を交付するという取扱いとし、合意書とは別に、「事業用定期借地権等設定契約に係る宅地建物取引業法第37条書面」を用意しています。なお、宅建業者は公正証書の作成には直接関与しないため公正証書(またはその案文)が完成した段階で依頼人から速やかにその写しを交付してもらうなどして、契約内容を確認することが必要です。

また、宅建業者の委託者に対する報酬請求権は、宅建業者の媒介によって売買等の契約が成立したときに限り発生すると解されています。 国土交通省からは、事業用定期借地権設定契約

は公正証書とすることによって契約が成立するのであり、合意書の段階では、契約の成立という要件を満たしていないことから報酬請求権は発生しないと考えられるとの見解が示されました。したがって、事業用定期借地の媒介の場合、公正証書により契約が成立して以降に報酬を請求すべきであることにご留意ください。

### 

### 適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応した 賃貸借契約書類の改訂



### ✓ 情報共有まとめサイトの開設について



令和5年10月より「適格請求書等保存方式(イ ンボイス制度)」が開始されることに伴い、賃貸市場 整備委員会(重本康彦委員長)では、現行の賃貸借 契約書類の一部改訂を行いました。今回は、その内容 の改訂点及び新しく開設することとなった情報共有ま とめサイトについて説明します。

#### インボイス制度とは?

「仕入税額控除」を受けるための新しい制度です。制 度開始以降は、仕入税額控除を行うには、仕入先が発 行する「インボイス (適格請求書等)」が必要であり、 このインボイスは、「適格請求書発行事業者」として登 録済みの課税事業者でないと発行できません。

新規の賃貸借契約においては、インボイスに記載が 必要な事項(以下①~⑥)を契約書内に記載すること によって適格請求書とみなされ、この要件を満たす賃 貸借契約書等とともに「②課税資産の譲渡等の年月日」 の事実を示す「通帳」を保存することで、仕入税額控 除の要件を満たすとされています。

#### インボイスに記載が必要な事項

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課 税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場 合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等で ある旨)
- ④課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率 ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等(消費税額及び地 方消費税額に相当する金額の合計額)
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

インボイス制度に対応するため、福岡県宅建協会が 策定している現行の賃貸借契約書(らくらく契約書【賃 貸版】) へ以下の改訂を行いました。

- ①「賃料等」欄へ消費税額及び税率の表示
- ②「貸主」欄へ適格請求書発行事業者であるか否かの 表示

なお、改訂対象契約書は、「建物賃貸借契約書(店舗 事務所用)」、「定期建物賃貸借契約書(店舗事務所用)」 「駐車場使用契約書」、「建物賃貸管理委託契約書」です。 ※現在、不動産会館や各支部で販売している紙媒体の 当該契約書については、次回印刷時に反映する予定 です。



#### ●インボイス制度特設ページ開設について 9月中旬頃オープン!

日々様々なご相談が寄せられているインボイス制度 について、この度、会員の皆様への情報共有の一環と して、「インボイス制度についての情報共有まとめサイ ト」を協会会員専用ページにて開設することとなりま した(ログインには会員個別の ID とパスワードが必要 です)。同サイトでは、Q&Aコーナーやセミナー動画 コーナーなど、制度をより理解するための内容が多く ございますので、実務にぜひお役立てください!

## 令和5年 国土交通大臣表彰 を受賞 [宮内専務理事]

令和5年国土交通大臣表彰を福岡県宅建協会の宮内久滋専務理事が 受賞され、7月10日に国土交通省において表彰式が行われました。

今回の受賞は多年に亘る宅地建物取引業への精励と団体役員として 業界の発展に寄与したことを理由とするものです。

宮内氏は平成26年度に理事へ就任すると、平成28年~令和元年度 には人材育成委員長として、宅建業者の資質向上のための研修事業の 運営や消費者の利益保護を図るための会員指導に尽力しました。

また、令和2年~令和3年度には総務委員長として、公益事業である「カップリングパーティー」や入会促進事業である「不動産開業支援セミナー」など、既存事業のブラッシュアップを積極的に行いました。

さらに、令和4年度からは専務理事を務められ、福岡県宅建協会全 体の事業運営及び事務局運営に注力されています。



#### 【宮内氏コメント】

この度はご推薦を賜り、令和5年国土交通大臣表彰を受賞いたしました。このような栄えある表彰は身に余る光栄でございます。これもひとえに、皆様方のご支援・ご指導の賜物と感謝申し上げます。これからも業界発展のために力を尽くしていく所存でございます。

### 「福岡県空志家活用応援事業者」「登録制度を開始します!!

令和5年度より福岡県空き家活用サポートセンター「イエカツ」では、空き家対策に積極的に取り組む専門事業者を「福岡県空き家活用応援事業者」として登録し、福岡県空き家活用サポートセンターのサイト内にて公表する制度を開始します。お客様へのPR にも繋がるかと思いますので、この機会に応援事業者としてのご登録を是非お願いします。

福岡県空き家活用応援事業者とは、空き家対策に積極的に取り組んでいただける事業者で「福岡県空き家活用応援事業者」登録された方のことです。

福岡県空き家活用応援事業者として登録するためには、以下の要件を満たす必要があります(①②は必須、③~⑦はいずれか)。

- ①福岡県内に本店もしくは支店を有す法人事業者、又 は福岡県内の個人事業主であること
- ②空き家の活用・処分に関する相談対応の実績が3年 以上あること
- ③イエカツの出張相談会に参加実績のある事業者
- ④イエカツのマッチング実績のある事業者
- ⑤県版空き家バンクの協力事業者リストに掲載がある 事業者
- ⑥不動産相談員又は過去に不動産相談員の経験がある 事業者

⑦その他、イエカツの取り組みを理解し前向きに協力ができる事業者

福岡県空き家活用応援事業者としてご登録いただいた後は、1年に1度、講習会受講及び報告書の提出が必要となります。

申請方法は以下の通りです。

1. ふくおか電子申請サービス (特設の申込フォームがご ざいます。QR コードもし くは https://shinsei.pref.



かくのか 電子申請 サービス はこちら

fukuoka.lg.jp/2cF7BVFL にアクセスをお願いします。)より申請情報を登録

- 2. 登録後、申請書をダウンロード
- 3. 申請書を宅建協会へ送付

 $\mathcal{A} - \mathcal{V}$ : info@f-takken.com F A X: 092-631-0445

- 4. 宅建協会が推薦条件を確認後、イエカツに推薦を行う
- 5. イエカツで推薦を確認後、「福岡県空き家活用応援

事業者」として登録

- 6. 登録事業者に登録証とステッカーを交付
- 7. 登録事業者リストをイエカ ツのホームページにて公表



## ~ふれんずをDX化!

# ふれんず新機能についての説明会を開催~



流通促進委員会(浜田真委員長)は7月3日に不動産会館6階研修ホールにて不動産情報ネット「ふれんず」のDX化に伴う新機能説明会を行いました。

説明会は2部構成で行われ、第1部では説明会当日 にリリースした新機能について説明がありました。な お、今回リリースした新機能は下記の3点です。

#### ① ふれんず Web 入居申込機能

Web 上で入居申込から、ふれんず宅建保証の審査申込まで完結することができる機能です。

入居者が次回の申込をする際も、データの引用が可能となります。

#### ② ふれんず Web 内見予約機能

BtoB サイトから、客付業者が希望日時や担当者等の情報を入力することで、内見予約の申込・受付を Web 上で行うことができる機能です。

営業時間外でも受付可能ですので、業務効率化を図ることができるうえ、福岡県宅建協会の会員しか利用できないため、安心して利用いただくことができ

ます。

#### ③ 客付業者側への連絡事項機能

BtoB サイトの物件検索結果画面に、客付業者へ伝えたい事項を表示させる機能です。

問い合わせの多い内容を明記することにより、問い 合わせの手間を減らすことができます。

第2部では(株) ふれんず宅建保証の担当者より、 自社商品である「ふれんずサポート保証」「ふれんず まるまる保証」についての説明が行われました。

当日は69名が出席し、皆様メモを取られるなど熱心かつ興味深く聞いている様子が見受けられました。出席者のアンケートでは、「説明や冊子資料で良く理解できた」「是非活用したい」といったお言葉が寄せられました。なお、1,000件以上の物件(8月18日現在)で新機能が利用されています。

ふれんずでは、今後も会員よりいただいた貴重なご 意見を参考にふれんずの DX 化を進め、多くの方に 活用いただけるよう新機能を追加していく予定として います。

### 令和5年度不動産相談員資格認定研修会を開催しました!

相談所運営委員会(髙島照彦委員長)及び(公社)全国宅地建物取引業保証協会福岡本部(加藤龍雄本部長)は、7月12日に不動産会館6階研修ホールにおいて、不動産相談員資格認定研修会を開催しました。

「不動産無料相談所」では、不動産を買うとき、売るとき、借りるときなどの事前相談や、宅地建物取引に関して当協会会員との間でトラブルが生じた場合の相談を受付けています。本研修会は、消費者からの



疑問やお悩みに不動 産のプロとして対応 する不動産相談員に なるにあたり備えて おくべき知識につい て学び、不動産相談 員資格を取得することを目的として開催されました。本年度は16名の方が研修を受講し、保証協会及びその事業内容にはじまり、相談所にて消費者からの相談を受ける際の注意点、一般相談と宅建業法64条の5が定める苦情相談の違いについて確認したほか、消費者からの問い合わせが多い相談事項についての研修が行われました。研修の最後には、相談員が見事合格を果たしました。合格者には、不動産相談員の候補である認定資格者として、不動産相談員の候補である認定資格者として、不動産相談員の候補である認定資格者として、不動産相談員のに、不動産相談員として活躍いただくこととなります。

# 屋外広告物には許可が必要です! ~条例を守って美しい街作りをしましょう~

福岡県や各市では、屋外広告物法の規定に基づいた「屋外広告物条例」が定められています。この条例で規制の対象となる屋外広告物とは、「常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、はり札、広告旗(のぼり)、立看板、広告板、広告幕、広告塔などの広告物」で、営利・非営利を問いません。常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物に該当します。

条例で、屋外広告物の禁止地域、禁止物件、許可地域などが定められていますが、福岡市屋外広告物条例では、下記地域と物件での広告禁止が定められています。

#### 【禁止地域】

風致地区とその周辺、九州縦貫自動車道と両側500mの範囲内(展望できないものは除く)、古墳及び墓地

#### 【禁止物件】

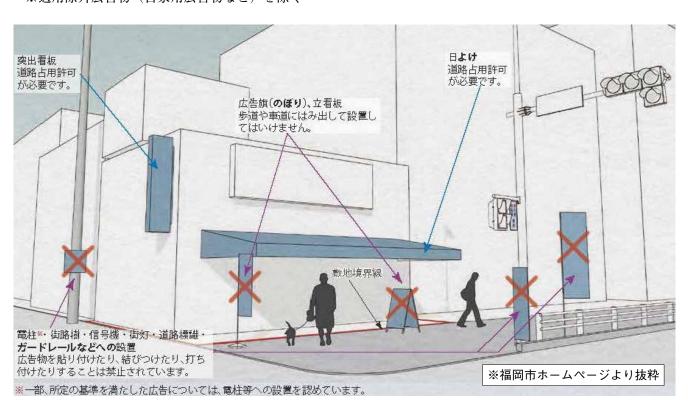
橋りょう、分離帯、街路樹、道路標識、歩道柵など (はり紙、はり札、立看板の表示禁止)電柱、街灯柱など ※適用除外広告物(自家用広告物など)を除く 地域により適用される条例が異なり、福岡市・北九 州市・久留米市・大牟田市・中間市・小郡市・宗像市・ 太宰府市・古賀市・福津市は、当該市の屋外広告物条 例が適用されます。前述を除く県内全域には、福岡県 屋外広告物条例が適用されます。

屋外広告物を表示・設置する際には、まず、表示・ 設置する場所に適用される条例を確認しましょう。そ して、条例適用除外広告物以外は管轄市町村長の許可 が必要なため、事前に市町村の屋外広告物担当部署と よくご相談の上、許可申請を行ってください。

条例に違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金などの刑事罰を受けることがあります。屋外違反広告物は、街の美観を損なうことと相まって、不動産業界全体の信用を失墜させる原因の一つとなりますので、各自で掲出した広告物の除去をお願いします。

人材育成委員会(西村竜一委員長)では、毎年、屋 外違反広告物の除去作業を県下一斉に実施しており、 屋外違反広告物の写真を撮り、掲出した広告主への文 書での指導又は呼び出しを行っています。

会員各位におかれましては、条例を守って広告物を 掲出していただきますようご協力をお願いします。



### 福岡での開業を全力サポート 不動産開業支援セミナー開催!!

# 参加費無料



総務委員会(古賀健一郎委員長)では毎年、福岡県内で新規開業予定者の方や不動産業に興味がある方を対象に「不動産開業支援セミナー」を開催しています。

内容としては、「宅建業免許取得までの流れ」、「法人・個人開業のメリットとデメリット」、「開業資金の作り方」などの開業までに抱えるさまざまな不安や疑問を解消するものとなっています。さらに現役不動産業者に直接相談できる個別相談会も実施しますので不動産業界について更に知識を深めたい方や、将来独立開業を考えている方などへぜひご紹介ください。

#### 日時・会場

●福岡会場 令和5年10月20日(金)13:00~福岡県不動産会館研修ホール

● 久留米会場 令和 5 年 11 月 11 日 (土) 13:00 ~ 久留米シティプラザ

●北九州会場 令和5年12月 9日(土)13:00~小倉興産 KMM ビル

●福岡会場 令和6年 1月20日(土)13:00~天神ビル

#### プログラム

第1部:宅建協会・保証協会とは〜宅建業免許取得

までの流れ~

第2部:不動産情報ネットふれんず・不動産会館会

員のメリット

第3部:法人・個人開業のメリット

第4部:開業資金のつくり方

第5部:新規開業ローンのご案内

第6部:実務家によるパネルディスカッション

第7部:個別相談会(自由参加)

※第6部の終了予定が16時、個別相談会の終了予定

が16時30分です。

#### 申込方法

協会 HP の不動産開業支援セミナーお申込みページ より必要事項をご入力ください。

### ニセ電話詐欺を防ぐ! 南部支部が詐欺防止機能付き電話機を寄贈



南部支部(宮内久滋支部長)は、二セ電話詐欺 防止機能付き電話機「まっ太フォン」10台を南警 察署へ寄贈し、7月5日に同署において寄贈式が 行われました。

福岡県内の令和4年中のニセ電話詐欺の認知件数は368件、被害額は9億2,283万円とどちらも前年より増加しており、「まっ太フォン」を使用することはニセ電話詐欺防止の有効な手段とされています。

寄贈された「まっ太フォン」は南区の高齢者宅へ貸 し出されます。

南部支部では、今後も安心・安全で住みやすい地域を目指し、様々な活動を行っていくとしています。



# 令和5年度「宅地建物取引業者賠償責任保険」の 募集締切日のお知らせ

#### 宅地建物取引の代理・媒介業務で生じた損害賠償補償

令和5年度「宅地建物取引業者賠償責任保険」の申込締切日が10月13日(金)までとなっております。

仲介に関わるトラブルは年々増加しており、今年も既に多くの保険事故が発生しています。最近の事故例を下記に記載していますのでご注意いただくとともに、万一の備えに「宅地建物取引業者賠償責任保険」のご加入をご検討ください。パンフレット、ご加入見積もり依頼書は宅建協会会員サイト、または(株)福岡県不動産会館 保険事業部までお問合わせください。

■ 保険期間: 2023年11月1日午後4時から1年間

■ 申込締切日: 10月13日(金)までに(株)福岡県不動産会館にお申込みください

#### 最近の保険金支払い事故

- <建物仲介の事故例>
- ①建物売買仲介で都市ガス引き込みありと説明したが、実際は使用不能でプロパンであった。
- ②マンションの売買仲介で口頭で敷地内駐車場の権利承継ができると誤って伝えてしまった。
- ③土地売買を仲介したが予定した建物が建築できなかった。
- ④マンションの売買仲介で住宅ローン控除の説明に誤りがあった。
- ⑤土地売買の仲介で水道配管を直接取れると案内したが、実際は一部隣地を跨ぐ必要があった。
- <賃貸仲介の事故例>
- ①ペットサロンの賃貸借仲介をしたが用途地域の関係で営業許可が下りなかった。
- ②ラーメン店の賃貸借仲介をしたが説明不足でビル所有者の承認が遅れ開業が遅れてしまった。
- ③バイク用駐輪場がないにも関わらずあるものとして重要事項説明書に記載した。
- ④定期建物賃貸借契約の媒介の際に「事前説明書」を交付していなかったため立ち退き料を請求された。

#### 年間保険料

コース	I型	Ⅱ型	Ⅲ型	IV型
保険金額	1,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円
基本料率(税込受取手数料千円あたり)	2.7円	3.3円	3.5円	5.0円
ワイド特約(宅地建物取引士1名あたり)	1,500円	2,200円	2,500円	3,500円

※ワイド特約は(自社所有物件)売買の業務を補償します。含める場合は特約をお付けください。

【お問合せ先】 (株)福岡県不動産会館 TEL:092-631-6000 【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険(株)

### 宅配ボックス 導入費無料キャンペーンのご紹介!

機福岡県不動産会館では、㈱マルシンと提携しダイヤル式宅配ボックスのご紹介を行っていますが、 今年度は福岡市の宅配ボックス導入助成制度が実施されなかったことを受け、福岡県下全域で運搬費 と設置工事費の全額無償キャンペーンを実施しています!受付台数に限りがございますのでこの機会 にぜひお申込みください!

#### 【ダイヤル式宅配ボックス 導入費無料キャンペーン】

対 象:「2023 年 9 月末」までにお見積り依頼をさ

れた会員様限定

参考価格: (レンタルの場合) 月額 4,400 円~

(購入の場合) 161,700円~

申込方法:右記 QR コードより申込用紙を ダウンロードいただき、必要事項を記入の 上 FAX にてお申込みください。



#### 【ダイヤル式宅配ボックス(マルシン)の特長】

- 宅配会社が設定した暗証番号をダイヤルを回して合わせることで解錠するタイプの宅配ボックス
- ■電気工事や配線工事などが不要なため、低コストで 導入でき、家賃への影響も低く抑えられる
- ●塗装やシート張り加工により建物に合ったデザインが可能
- 設置見積りの際には、担当者が実際に宅配ボックス を現場に配置して確認することもできるため、設置 イメージを共有しやすい

#### 【お問い合わせ】

○ダイヤル式宅配ボックスおよび導入費無料キャンペーンについて (㈱マルシン(担当 村上):092-937-0801 ※お問い合わせの際には、福岡県宅建協会の会員である旨をお伝えください。

また、㈱福岡県不動産会館では㈱フルタイムロッカーと提携し、電気式宅配ボックスのあっせんも行っています。宅配ボックスの使用履歴の確認や 24 時間 365 日の電話サポートもございますので併せてぜひご検討ください!

#### 【電気式宅配ボックス(フルタイムロッカー)の特長】

- タッチパネルの操作により解錠する、近年主流になってきた宅配ボックス
- ●ボックスごとにいつ誰が利用したのかの履歴が管理 でき、入れっぱなしになっている滞留荷物の管理も できる
- 24 時間 365 日対応の電話サポートサービスにより 宅配業者の荷物の入れ間違いや、居住者からの問い 合わせなども対応可能

#### 【お問い合わせ】

○電気式宅配ボックスについて

(株)フルタイムロッカー:092-282-8030

※お問い合わせの際には、福岡県宅建協会の会員である旨をお伝えください。

### 税金関係書籍の新商品追加のお知らせ!

#### ● 令和5年版 土地建物の税金ガイド

販売価格:682円(税込)

概 要:マイホーム購入をはじめとした土地建物に関わる所得税や不動産取得税、固定資産税などから、土地建物を引き継ぐときの相続税まで、その課税のしくみや各特例制度について、令和5年度税制改正を織り込み簡潔に解説。



#### ② 令和5年版 絵と図表でわかる相続・贈与の税金

**販売価格**:440円(税込)

概 要:絵と図表を使って、相続や贈与に関する税務のポイントを、最新の税制改正事項を踏まえ、 わかりやすく解説。



#### ❸ 令和5年改正に対応! 基礎からわかるインボイス

**販売価格**: 462 円 (税込)

概 要: 令和5年10月1日からスタートする「インボイス制度」について、制度の仕組み等基礎的な内容や、免税事業者が課税事業者になるためのポイントや特例、登録の手順などを、イラストや図を多く用いて解説。



### 入 会 者 一 覧 表 期間: R05.06.01 ~ R05.07.31

支部名	免許証	F番号	商号・名称	代表者	<u> </u>	所在地	TEL	FAX	入会日
東部支部	(02)	8722	㈱別大興産	河野		福岡県福岡市東区箱崎 4-6-1	092-710-4742	092-710-4743	R5.7.27
	大臣		オリエント事業部			ハウスグリーン箱崎スマートイースト201号 福岡県福岡市東区香椎駅前 1-10-1			
東部支部	(01)	20246	ONE STYLE (株)	中江		ブルームピア香椎 206	092-410-7915	092-410-7916	R5.6.1
東部支部	(01)	20293	スリーダイス(株)	谷山	健太	福岡県福岡市東区原田 1-44-28-705	092-409-1230	092-409-1500	R5.7.20
東部支部	(01)	20298	(株) こ 不利 立	秦系		福岡県福岡市東区和白 5-11-14	092-692-6288	092-692-6289	R5.7.20
東部支部東部支部	(01)	20299	(株) oota 不動産 (有)リフォームランド	太田 川﨑	秀一郎	福岡県糟屋郡志免町大字吉原 515-4 福岡県糟屋郡粕屋町原町 3-5-6	092-405-3072	092-405-3073	R5.6.15 R5.7.20
東部支部	(01)	20307	(株)Hal	加藤	陽一	福岡県福岡市東区西戸崎 2-3-20	092-939-2031	092-939-2031	R5.6.29
東部支部	(01)	20319	(株)エステートパートナー	山本	一也	福岡県福津市中央 2-5-10-101	050-8887-9611	050-8887-9612	R5.6.29
東部支部	(01)	20320	(有)福岡タック	矢原	吉房	福岡県宗像市久原 232-1	0940-37-2232	0940-37-1622	R5.7.6
東部支部	(01)	20321	(有)樋口設備	樋口	繁幸	福岡県福岡市東区大字名子 216-1	092-663-2121	092-663-2122	R5.7.27
東部支部	(01)	20331	(有)ファインライフ	長野	喜裕	福岡県宗像市日の里 7-30-1	092-776-4629	092-510-7295	R5.7.27
東部支部	(01)	20336	マーブル不動産管理	平野	央之	福岡県福岡市東区松崎 1-44-3 松崎コーポ 101	092-516-7953	092-516-7953	R5.7.27
博多支部	(01) 大臣	10453	オリエント・アセット・マネジメント(株) 福岡支店	上田	大和	福岡県福岡市博多区博多駅前 2-17-1 博多プレステージ本館 1F	092-687-7630		R5.7.20
博多支部	(03)	16515	(株)エフ・アール・イー	吉田	邦宏	福岡県福岡市博多区東比恵 2-17-15	092-432-6291	092-432-6292	R5.6.22
博多支部	(01)	19107	㈱Ark ピタットハウス博多駅前一丁目店	久保	大地	福岡県福岡市博多区博多駅前 1-11-14	092-292-7870	092-292-7871	R5.7.20
博多支部	(01)	19333	(株福岡ふたば不動産 南福岡店	中村	亮平	福岡県福岡市博多区元町 2-5-21 ライベストコート南福岡 II 202	092-558-1260		R5.6.1
博多支部	(01)	19747	金泰商事(株)	王 汫	<sup>+</sup> 龍	福岡県福岡市博多区博多駅南 6-10-21 REIKAJAPAN II 1 階	092-516-3660	092-516-3660	R5.6.29
博多支部	(01)	20304	Assist. (株)	笠 俊	始	福岡県福岡市博多区博多駅前 2-17-25 博多クリエートビル 3 階	092-558-2655	092-558-2687	R5.6.29
博多支部	(01)	20309	㈱トーヨーコネクト	桐谷	郁弥	福岡県福岡市博多区吉塚 4-3-28 グロリア I 108	092-624-8123	092-624-8124	R5.6.22
博多支部	(01)	20311	㈱段上本社	段上	昌治	福岡県福岡市博多区博多駅東 1-13-1-701 ダンガミビルⅡ	092-441-3535	092-413-7161	R5.6.22
博多支部	(01)	20334	(株)ハウスパートナー	坂本	勇気	福岡県福岡市博多区諸岡 1-15-25-102	092-558-5482	092-558-5483	R5.7.27
博多支部	(01)	20340	* *	斉藤	勝	福岡県福岡市博多区祇園町 7-3	092-409-8124	092-409-8120	R5.7.27
中央支部	(01) 大臣	9549	(株)ファミリー ファーネストマンションギャラリー福岡	平田	豪	福岡県福岡市中央区白金 1-10-8	092-534-4011	092-534-4012	R5.6.15
中央支部	(01) 大臣	10414	(㈱エンリード不動産 福岡支店	工藤	陣平	福岡県福岡市中央区天神 2-7-21 天神プライム 9 階	092-753-7759	092-753-7969	R5.6.1
中央支部	(01)	20237	(株) MOST	伊藤	哲朗	福岡県福岡市中央区西中洲 6-14-1A	092-406-4514	092-406-4515	R5.7.27
中央支部	(01)	20287	北嶋不動産㈱	北嶋	拓哉	福岡県福岡市中央区舞鶴 2-4-1 舞鶴 T&K ビル 201 号	092-406-8362	092-406-8363	R5.6.1
中央支部	(01)	20294	(同) One2	加來	文哉	福岡県福岡市中央区那の川 2-7-2 グローリー平尾 102 号室	092-600-9371		R5.6.8
中央支部	(01)	20306	オースリー・メイト(株)	山﨑	高志	福岡県福岡市中央区六本松 4-9-7 ジャパンパルビル 402 号	092-781-2321	092-781-2320	R5.6.22
中央支部	(01)	20315	西部ビル㈱	勝野	議明	福岡県福岡市中央区大名 1-9-27 第一西部ビル 6 階 607 号室	092-771-7693	092-712-4807	R5.6.29
中央支部	(01)	20327	H & J (株)	甲能	大輔	福岡県福岡市中央区大手門 1-2-23 大手門タワー 1110 号室	092-406-2691	092-303-8163	R5.7.20
中央支部		20330	(株)きのや	矢野	貴之	福岡県福岡市中央区白金 1-1-8 チュリス薬院 601	092-284-5702		R5.7.27
南部支部	(01) 大臣	10392	(株)ウィズホーム 福岡店	清水	孝之	福岡県福岡市南区向野 2-19-4 向野ビル 305 号室	092-408-8885	092-408-8085	R5.6.29
南部支部	(01)	20281	(株)OMP	井川	英治	福岡県福岡市南区高宮 3-9-3-502	092-406-6865	092-406-6866	R5.6.1
南部支部	(01)	20291	KSアーキテクト(株)	坂本		福岡県福岡市南区市崎 1-2-8-162	092-207-7193	092-207-7193	R5.6.15
南部支部	(01)	20301	(株)アセットパートナー	林 寸	郎	福岡県福岡市南区横手 4-12-8-909	092-558-0482	092-558-0482	R5.6.29
筑紫支部	(01) 大臣	9549	(株)ファミリー ファーネストマンションギャラリー福岡南	中村	陽一	福岡県大野城市上大利 2-21	092-595-2500	092-595-2531	R5.7.20
筑紫支部	(01)	20268	(株) New Change	古野	達也	福岡県春日市白水ヶ丘 3-129	092-584-2120	092-404-5123	R5.6.15
筑紫支部	(01)	20284	㈱筑紫工業	新内	一秋	福岡県那珂川市片縄東 1-26-19	092-952-5468	092-952-7845	R5.6.1
筑紫支部	(01)	20285	(株)NEXT	平原	_	福岡県春日市上白水 1-38 サンヴィオラ春日 202 号	092-576-9522	092-576-9523	R5.6.1
筑紫支部	(01)	20292	Smart — House ㈱	後藤	雄二	福岡県筑紫野市二日市中央 6-3-1-101	092-929-6310	050-3588-6420	R5.6.15
筑紫支部	(01)	20305	ART 不動産(株)	石内	厚	福岡県筑紫野市武蔵 3-5-18	092-408-3148	092-408-3148	R5.6.22
筑紫支部	(01)	20325	(株)住まい不動産	坂田	龍男	福岡県筑紫野市美しが丘南 5-4-12-2 階 福岡県筑紫野市美しが丘南 1-12-1	092-408-2201	092-408-2202	R5.7.13
筑紫支部	-	20328	ブレイブホーム(株)		勇人	福岡県 東京 日本	092-408-5891	092-408-5892	R5.7.27
筑紫支部	(01)	20329	(株) Flat Field Design (株)東武住販	平田	和利	福岡県春日市岡本 1-5 ブレイクスルー福岡春日 205 福岡県糸島市前原東 1-7-8	092-600-0361	092-600-0361	R5.7.20
福岡西支部	大臣	5407	糸島店	山本	崇史	個阿県米島印削原東 1-7-8 アステルビル 103	092-332-7777	092-332-7778	R5.7.20
福岡西支部	(01)	20214	(有)まいんど	広山	孝信	福岡県糸島市志摩師吉 141-98	092-334-1048	092-327-1222	R5.6.29
福岡西支部	(01)		(株)マルエステート	松本	兼典	福岡県福岡市早良区曙 2-2-25 アクティブ 21-202	092-836-5031	092-836-5032	R5.6.29
福岡西支部	(01)	20275		今井	靖	福岡県福岡市早良区西新 1-9-19	092-852-4641	092-852-4640	R5.7.27
福岡西支部	(01)	20317	インリビング(同)	内田	久雄	福岡県福岡市城南区堤 1-3-17-105	092-407-2541	092-407-2542	R5.6.29

支部名	免許証	番号	商号・名称	代表者	¥	所在地	TEL	FAX	入会日
北九州支部	(01) 大臣	9501	(株田村ビルズ 小倉店	石徳	由紀子	福岡県北九州市小倉北区片野 1-1- 48-101	093-932-6100	093-932-1414	R5.7.27
北九州支部	(01) 2	20283	河原不動産㈱	川原	知子	福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿 1170-1	093-701-6890	093-701-6890	R5.6.1
北九州支部	(01) 2	20288	㈱松尾都市開発	松尾	浩嗣	福岡県北九州市八幡西区黒崎 3-8-18	093-614-5113	093-611-0843	R5.6.1
北九州支部	(01) 2	20289	(株)プラザエステート	花田	誠	福岡県中間市岩瀬西町 30-1	093-245-2707	093-245-2707	R5.6.1
北九州支部	(01) 2	20295	スリーハンドレッド(同)	山藤	ひとみ	福岡県中間市中鶴 1-26-2	093-246-1455	093-246-1466	R5.6.8
北九州支部	(01) 2	20296	㈱花沢不動産	田下	勲	福岡県北九州市小倉北区高浜 2-3-36	093-511-0850	093-511-1741	R5.6.8
北九州支部	(01) 2	20312	(株) FREEDOM	金田	正文	福岡県北九州市八幡西区岸の浦 2-3-10-103 号	093-647-0833	093-647-0843	R5.6.22
北九州支部	(01) 2	20318	(株)フレッシュプロパティ	片岡	修二	福岡県遠賀郡岡垣町松ケ台 1-10-4	093-231-2593	093-231-2593	R5.6.29
北九州支部	(01) 2	20326	(株) LiZ	吉岡	稔騎	福岡県北九州市八幡東区春の町 1-6-23-200	093-883-6450	093-671-9045	R5.7.13
久留米支部	(01) 2	20303	アルカディアエステート	福島	光宏	福岡県久留米市北野町金島 2025-1	0942-78-7350	0942-78-7350	R5.6.22
久留米支部	(01) 2	20308	(株)際光商事	鄭治	至	福岡県久留米市国分町 2007-3	0942-38-5060	0942-46-7799	R5.6.22
久留米支部	(01) 2	20322	(株) RISORA	古木	一幸	福岡県久留米市東和町 2-18 サカイビル 401	0942-64-8728	0942-64-8729	R5.7.6
県南支部	(01) 2	20332	(株)イエクトプランニング	荻島	博也	福岡県柳川市東蒲池 848	0944-85-7373	0944-85-7383	R5.7.27
筑豊支部	(03)	17142	株情報サービス福岡 飯塚営業所	田河	秀一	福岡県飯塚市横田 66-5-3F	0948-43-2930	0948-43-2931	R5.6.15
筑豊支部	(01)	19863	何かふぇ de 不動産 いい部屋ネット飯塚店	髙山	佳吾	福岡県飯塚市東徳前 6-18 KM ビル 102 号	0948-80-1681	0948-80-1682	R5.7.20
筑豊支部	(01) 2	20290	㈱彩春環境	寺田	祐介	福岡県田川市大字伊田 5031	0947-45-7778	0947-45-4370	R5.6.1

# 退会者一覧表期間: R05.06.01~R05.07.31

支部名	免許証	悉是	商号・名称	代表:	<del>*</del>	所在地	退会日
東部支部	(03)		(株)フロムハート	,	_	福岡県福岡市東区香椎照葉 3-2-1	
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(03)	16949	香椎照葉支店		秀俊	シーマークビル 203	R5.7.28
東部支部	,	17663	安武不動産	安武	薫	福岡県福岡市東区多の津 4-9-10 オクダビル 3 階 B 室	R5.7.7
博多支部	(01) 大臣	9482	㈱パラドックス	武田	依索	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-3-12-2F	R5.7.7
博多支部	(05)	13995	レクシード(株)	德井	康弘	福岡県福岡市博多区神屋町 7-18-210	R5.7.7
博多支部	(02)	17472	ミヤキ工業(株)	宮木	紀昭	福岡県福岡市博多区山王 1-17-17	R5.7.28
博多支部	(02)	18168	(株)ムタコーポレーション	牟田	孝	福岡県福岡市博多区博多駅南 5-30-6-1 号	R5.7.7
博多支部	(01) 2	20132	㈱ aiHUB 不動産	篠田	千夏	福岡県福岡市博多区神屋町 9-20 パソナール博多 205	R5.7.26
中央支部	(03) 大臣	7974	㈱アイランド	亀頭	隆行	福岡県福岡市中央区舞鶴 2-7-3	R5.6.30
中央支部	(10)	8802	有新興不動産	神崎	貴志	福岡県福岡市中央区六本松 4-10-13-203	R5.7.7
中央支部	(08)	10404	博多興産(株)	長岡	武男	福岡県福岡市中央区薬院 4-8-28-701	R5.6.29
中央支部	(06)	13210	(有)パークホームセンスイ	内田	光臣	福岡県福岡市中央区薬院 4-6-27	R5.7.7
中央支部	(05)	13950	(有)エスペラント福岡	田中	弘美	福岡県福岡市中央区天神 4-4-24-8F	R5.6.15
中央支部	(02)	17629	(株)ラクラス	鈴木	晃	福岡県福岡市中央区大手門 3-4-3 東ビル 3 階	R5.7.7
中央支部	(02)	18002	(株)メインステイ	宮本	修治	福岡県福岡市中央区舞鶴 2-2-7 熊江ビル 202	R5.7.7
中央支部	(01)	19637	ライラックステージ(同)	濱田	美江	福岡県福岡市中央区白金 1-1-3 白金オークマンション 405 号	R5.6.13
中央支部	(01) 2	20061	(株)ランドネット九州	榮章	章博	福岡県福岡市中央区天神 5-9-2 ファミール天神 2F201	R5.6.30
南部支部	(12)	5842	恵商事	小堀	聖二	福岡県福岡市南区大楠 3-11-39-212	R5.7.7
南部支部	(01) 大臣	9519	FDM (株) 福岡店	木本	貴義	福岡県福岡市南区野間 1-27-7 添島ビル2階	R5.6.20
南部支部	(03)	16057	(株)リ・プレジール	山田	龍憲	福岡県福岡市南区大橋 4-5-5-1F	R5.6.29
南部支部	(02)	17711	(株)すみーるホーム	荒木	正彦	福岡県福岡市南区井尻 1-9-17-201	R5.6.13
筑紫支部	(06)	13097	(株)トラストコーポレーション	白水	清一郎	福岡県春日市春日原北町 4-7-201	R5.6.20
筑紫支部	(03)	16180	日本ランカル(株)	戸渡	俊康	福岡県大野城市月の浦 1-11-21	R5.6.20
筑紫支部	(03)	16262	三省不動産	椎原	道夫	福岡県太宰府市五条 6-14-14	R5.6.20
福岡西支部	(04)	14970	古川不動産	古川	仁志	福岡県福岡市城南区西片江 1-25-16 コーポ岡本 2 号	R5.6.7
福岡西支部	(03)	16367	㈱ Good 不動産 GoodLife 福岡 藤崎店	中村	崇彦	福岡県福岡市早良区藤崎 1-1-32 GATEHOPE 藤崎 401 号室	R5.6.8
福岡西支部	(02)	17872	(株)テイクリアルエステート	向野	剛史	福岡県福岡市早良区高取 1-28-33-303(伊佐ビル)	R5.7.7
福岡西支部	(02)	17998	福岡新都心開発㈱	許斐	秀長	福岡県福岡市城南区田島 4-17-13	R5.6.15
北九州支部	(09)	9652	(有)石福興産	石丸	福男	福岡県北九州市小倉南区大字新道寺 847	R5.7.7
北九州支部	(07)	12248	㈱吉原興産	吉原	眞弓	福岡県北九州市小倉北区大畠 3-2-9 CLM ビル 202	R5.7.26
北九州支部	(05)	13866	(株福岡中央情報センター 小倉店	豊田	義昌	福岡県北九州市小倉北区香春口 1-3-6	R5.6.30
北九州支部	(03)	16257	(株) TK エステートマネジメント	岩尾	佳代	福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南 1-5-1 ハイツ石田 2-C	R5.6.26
北九州支部	(02)	18009	末次不動産	末次	健一	福岡県北九州市小倉北区高浜 2-3-36	R5.6.20
久留米支部	(04)	14903	ABC 不動産	川島	茂喜	福岡県久留米市津福本町 2185-6	R5.6.13
久留米支部	(02)	18438	(株)シード不動産販売	友永	美代子	福岡県久留米市篠山町 251-5 メルヴェーユ篠山 1F	R5.7.26
県南支部	(09)	9228	(有)恵経土地建物	川口	章	福岡県大牟田市三川町 3-51-6	R5.6.2
県南支部	(01) 2	20052	フナツエンジニアリング(株)	牛島	正教	福岡県大牟田市新開町 3-56	R5.7.14

### 宅地建物取引士法定講習会のお知らせ



### 宅建協会の法定講習会は毎月実施 Web受講も可能です!

宅地建物取引士証の更新には、法定講習会の受講が必要です。福岡県登録の宅建士証をお持ちの方には有効期限の約7ヶ月前に**宅建協会より法定講習会のご案内(申込書)をお送りしております**ので、是非お申し込み下さい。なお他団体からも案内はがきが送られてきますので、ご注意ください。

なお、令和4年5月23日より、Web申込・Web受講が可能になりました。Webか座学のどちらかでご受講ください。

更新対象の方へは下記のスケジュールでご案内する予定です。( 11 月~ 1 月開催分)

宅建士証有効期限	座 学 講 習 日	ご案内発送
H36(R6)年 4月	11/21 (火)・11/22 (水)アクロス福岡、11/15 (水)小倉興産 KMMビル	R 5年 9月上旬
H36(R6)年 5月	12/20 (水)・12/21 (木) アクロス福岡、12/15 (金) 小倉興産 KMMビル	R 5年10月上旬
H36(R6)年 6月	1/25 (木)・1/26 (金) アクロス福岡、1/23 (火) 小倉興産 KMMビル	R 5年11月上旬

※ホームページにて講習日程、講習時間割等ご確認いただけます。

HP https://www.f-takken.com/kyoukai/torihikishi/

- ※指定された講習日にご都合の悪い方は他の日程に変更できます。
- ※従業員の方へもお知らせください。
- ※自宅住所に変更がある方はご案内状が届きませんので主要な県土整備事務所で変更登録をお願いします。

法定講習会に関するお問い合わせ

Tel 092-631-1717 福岡県不動産会館4階 自動ガイダンスの後に2を押してください。



# NEW STAFF

### 宅建協会事務局

### 新人自己紹介



**いまい ひろゆき 今井 裕之** 

7月より新しく事務局に入局いたしました今井 裕之と申します。入局した ばかりでわからないことばかりですが、事務局の各業務を覚えるべく、日々一 生懸命取り組んでおります。会員様や不動産業界全体の更なる振興・発展に繋 がるよう、全力で業務に取り組んでまいります。

これから様々な場面でご一緒させていただく事があるかと思います。

是非よろしくお願い申し上げます!

7月に中途で入局いたしました中山 泰斗です。

前職とは違う不動産業界ですので、まだまだ慣れないことばかりですがいち早く会員様や協会の皆様の力になれるように、努力してまいります。 今後ともよろしくお願いいたします。



なかやま たいと

### 《 業者講習会のお知らせ 》

標記講習会を、Webでの講習並びに下記の会場にて開催いたしますので、 是非ご受講いただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 日時・会場

■Web講習 令和5年10月2日(月)~ 11月17日(金)福岡県宅建協会ホームページ内「動画視聴ページ」にて開催



動画視聴ページ

●会場講習

日 程		会場
令和5年10月 2日(月)	北九州地区	北九州国際会議場 メインホール
令和5年10月 3日(火)	筑豊地区	のがみプレジデントホテル
令和5年10月 4日(水)	福岡地区	アクロス福岡 B2F イベントホール
令和5年10月12日(木)	久留米地区	久留米商工会館 5F 大ホール

※いずれの会場も 13 時開場、13 時 30 分開演 ※ Web か会場どちらかでご受講ください。

#### 2. 本講習内容

「判例で学ぶ!契約不適合責任と仲介業者の責任」 「判例で学ぶ!建物賃貸借契約の紛争事例」



1月から2月末にかけて国交省が実施した賃貸住宅管理業者を対象とした立入検査の結果が公表され、立入検査を実施した97社のうち59社へ是正指導が行われました。主な違反は以下の通りです。

- ・管理受託契約締結時の書面交付義務違反(法14条)28社
- ・書類の備え置き及び閲覧義務違反(法32条)18社
- 管理受託契約重要事項説明義務違反(法17条)15社

国交省は引き続き、立入検査などによる是正指導を実施し、悪質な違反に対しては、賃貸住宅管理業法に基づき厳正かつ適正に対処していく方針としていますので、賃貸住宅管理業者におかれましては、いま一度業務内容の確認をお願いいたします。